

1 医療機関での窓口負担等について

(1) 医療機関での窓口負担の支払の免除措置

東日本大震災による被災者であって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域（以下「避難指示等対象地域」という。）における組合員及び被扶養者（以下「組合員等」という。）の方で、次のいずれかの要件に該当する方は、一定期間、医療機関での一部負担金等の窓口負担を免除します。

- ①原子力災害対策特別措置法の規定による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行っているもの
- ②原子力災害対策特別措置法の規定による、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっているもの
- ③特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っているもの

※避難指示等対象地域とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域、特定避難勧奨地点（ホットスポット）（解除・再編された地域を含む）をいいます。

※東日本大震災発生後に、他市町村（特別区を含む。）へ転出した組合員等も含まれます。

(2) 免除の期間及び免除の対象となるもの

免除の期間

一部負担金等の免除につきましては、平成25年2月28日までとされていましたが、次のとおり延長することとしました。

◆平成23年3月11日から平成26年2月28日までの間で、上記（1）の要件に該当する期間

免除の対象となるもの

- ・療養の給付に係る一部負担金
- ・保険外併用療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額
- ・家族療養費（食事療養・生活療養に係る部分以外）に係る一部負担金相当額
- ・家族訪問看護療養費及び訪問看護療養費に係る一部負担金相当額

※東日本大震災による被災区域の組合員等（避難指示等対象地域以外の方）についての窓口負担の免除は、平成24年9月30日までで終了しています。

※次の窓口負担の免除は、平成24年2月29日までで終了しています。

- ・入院時の食事療養及び生活療養に係る標準負担額
- ・療養費及び償還払いされた家族療養費に係る一部負担金相当額（具体例は次のとおり。）

- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・組合員証等を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- ・治療用装具の購入
- ・海外で受けた診療 等

(3) 一部負担金等免除証明書の交付及び更新

一部負担金等の支払の免除措置を受けようとする場合には、医療機関に組合員証等と合わせて、支部が交付する一部負担金等免除証明書を提示する必要があります。

また、お持ちになっている一部負担金等免除証明書の「一部負担金の免除」の有効期限が平成25年2月28日となっているものは、有効期限を更新する必要があります。

※「一部負担金の免除」の有効期限が平成25年2月28日となっている一部負担金等免除証明書については、平成25年3月1日以降、医療機関で使用できなくなります。

一部負担金等免除証明書の交付に当たっては、各支部担当者までお問い合わせください。

(4) 一部負担金等の還付

一部負担金等の免除になる方が既に一部負担金等を医療機関に支払ってしまった場合は、組合員の方からの申請により、支払った一部負担金等の還付を行います。

2 東日本大震災に伴い福島県に派遣されている組合員について

東日本大震災に伴い、福島県に派遣されている場合であって、避難指示等対象地域に居住している組合員の方については、平成26年2月28日までの間で、派遣されている期間に限り、上記1と同様に、医療機関での一部負担金等の窓口負担を免除します。

なお、詳しいことについては、各支部担当者までお問い合わせください。